

令和6年第5回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日 令和6年11月8日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員

1番	村田 弘行	2番	小菅 康子
3番	田中 陽介	4番	山本 剛
5番	木下 伸一	6番	津村 俊二
7番	東郷 克己	8番	山崎 敦志
9番	石川 恵美	10番	服部 嘉雄
11番	奥山文市郎	12番	橋 俊明
13番	岩井智恵子	14番	鈴木 市朗
15番	山崎 有子	16番	稲垣 誠亮
17番	荒川 泰宏		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	櫻本 直樹	教育長	北脇 泰久
政策調整部長	布施 篤志	総務部長	川尻 康治
市民部長	中塚 誠治	健康福祉部長	井出 徹哉
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 昭彦	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭
都市建設部長	岡崎 慎一	環境経済部長	西村 拓巳
教育部長	田中 明美	総務部次長	井狩 勝
総務課長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	北脇 康久	事務局次長	辻 昭典
書記	赤坂 悦男	書記	辻 義幸

議事日程

諸般の報告

第1 議席の変更

- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議第 8 6 号から議第 8 8 号まで
(専決処分につき承認を求めることについて (令和 6 年度野洲市一般
会計補正予算 (第 5 号)) 他 2 件)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 5 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 第 6 野洲市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

追加議事日程

- 第 1 議長の辞職について
- 第 2 議長の選挙について
- 第 3 副議長の辞職について
- 第 4 副議長の選挙について
諸般の報告
- 第 5 守山野洲行政事務組合議会議員の補欠選挙について
- 第 6 議第 8 9 号 野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めることにつ
いて
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 7 削除
- 第 8 決議第 3 号
(市の重要課題である野洲市民病院整備を滞らせず進めることを求め
る決議 (案))
提出者説明、質疑、討論、採決

市長提出議案

- 議第 8 6 号 専決処分につき承認を求めることについて (令和 6 年度野洲市一般
会計補正予算 (第 5 号))
- 議第 8 7 号 野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ
いて
- 議第 8 8 号 野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることにつ
いて

議第 8 9 号 野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めることについて

開会 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

○議長(山本 剛) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和 6 年第 5 回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道関係者が来られていますので、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 1 7 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

(日程第 1)

○議長(山本 剛) 日程第 1、議席の変更を議題といたします。

議員の辞職に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、現在ご着席のとおり、議席を変更いたします。

(日程第 2)

○議長(山本 剛) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により、第 1 0 番、服部嘉雄議員、第 1 1 番、奥山文市郎議員を指名いたします。

(日程第 3)

○議長(山本 剛) 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日 1 日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

(日程第4)

○議長(山本 剛) 日程第4、議第86号から議第88号まで「専決処分につき承認を求めることについて(令和6年度野洲市一般会計補正予算(第5号))」他2件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長(北脇康久) 朗読いたします。

議第86号「専決処分につき承認を求めることについて(令和6年度野洲市一般会計補正予算(第5号))」、議第87号「野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」他人事案件1件。

以上です。

○議長(山本 剛) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。
市長。

○市長(櫻本直樹) 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和6年第5回野洲市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には全員出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議案の提案理由のご説明に先立ち、市長就任のご挨拶と市政運営に当たり所信の一端を申し述べ、市民並びに議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

このたび、私は多くの市民の皆様からご支援を頂戴し、第4代目の野洲市長に就任させていただきました。この議場の壇上に立つことで5万人の市民の代表として市民の生命と暮らしを預かる責任の重さを実感しております。

また、一方で、野洲を持続可能で市民が魅力を実感できるまちにしたいという思いを胸に、本市の発展のためにこの身をささげる覚悟です。

このたびの選挙に至る活動を通じまして、多くの市民の皆様の声をお聞きする機会に恵まれました。私には、これまで県職員として、また野洲市の職員としての24年間の行政経験がございますが、これらの経験の中では得られなかった生の市民の声をお聞きすることになり、市政運営について本当に必要だと思うこと、これが私の中で生まれました。それは市民としっかりと対話すること、できる限り市政に対し納得感を持ってもらえるように最大限の努力をすることの重要性を認識いたしました。市長としてそのような市政運営の基本姿勢を持ちながら、任務を果たしていきたいと考えています。

さて、それでは、私が進めようとするまちづくりの3つの方針と、これら全ての方針に

関わる重要なことについて述べさせていただきます。

まず、方針の1つ目。若い世代に選ばれるまちにすることです。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2050年の野洲市の人口は現在の5万人からおよそ4万4,000人程度に減少していくと推計されています。

人口減少はまちの収入の減少をもたらす、収入の減少は市民サービスの低下につながる。市民サービスの低下はまちの魅力の低下につながり、これによりさらに人口減少をもたらすという悪循環をもたらします。

今のこの悪循環を食い止めるためには、この若い世代に選ばれるまちを目指すことが何より必要であると考えています。そのためには、若い世代のニーズをしっかりと捉えたまちづくりが必要だと考えています。公約の中に掲げました駅前市の市有地を売却せずに若い世代の居場所づくりの提案、これもその1つであります。

しかし、一方で、この若い世代は市政に対して声を上げることが多くないという現実があります。様々な選挙の投票状況を見ても、これは明らかです。我々執行部では、これまで以上に業務を進める中で、常に若い世代のことを念頭に置き、できれば機会を見つけて彼ら彼女らの生の声を聞きながら施策を進めていきたいと考えています。職員には訓示の中でそのような指示をさせていただきました。

2つ目の方針。高齢者にも安全、安心で楽しいまちにすることです。

野洲市の高齢化率は令和6年4月1日現在の26.98%から令和32年には33.8%になるとされています。4人に1人が高齢者の時代から3人に1人の時代へ。そのときに考えたいのは、我々市民がいつまでも健康で長生きできるかどうかということです。

滋賀県衛生科学センターのデータによりますと、令和2年時点の野洲市の男性の平均寿命と健康寿命の差、1.7歳、女性で3.46歳となっています。長生きできても健康でない期間があるということです。この超高齢社会において、我々は高齢者の皆様に安全、安心で、健康で長生きのまちをつくっていかねばなりません。まちぐるみで健康長寿のまちの実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

3つ目の方針。市民、民間の力を最大限生かすまちにすることです。

私は、多くの市民の皆様と膝を突き合わせてお話をする中で、市政に市民の声が届いていない、また、市政のメッセージも十分に市民に届いておらず、市政の進め方に納得感を持っていただけないと感じることが多かったです。私は、できるだけ地域に赴き、地域の課題を市民と共有し、お互いが自分ごととして一緒に解決策を考える関係性をつくって

きたいと考えています。

また、まちづくりに市民や市内の民間企業などが加わることで、まちのあらゆる力が高まると考えています。まちづくりの真ん中に市民がいる。そして、民間がまちづくりに参画するといった形をつくりたいと思っておりますので、市民の皆さん並びに議員各位の皆様にはぜひご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

最後に、全ての方針に関わること、重要なこと、それは健全な行財政運営で持続可能なまちにするということです。

野洲市の収支のバランスは大きく崩れていると感じています。財務状況も決して安心できる状況ではありません。まずそのことを我々執行部と議員各位皆様共通の認識を持ち、また、市民にも隠さず知らせて、一緒にどうあるべきかを考えていかなければなりません。そのことが財政健全化の第一歩だと考えています。

その上で、事業の見直しや合理化、歳入確保の取り組みにより行財政改革推進プランに掲げます目標である将来への備えを着実にを行うことに併せ、経常的な経費に充てる財源不足を臨時的な収入であるふるさと納税による寄附金で何とか補てんして予算を組んでいる、このいびつな状況の解消を順次図っていきたいと考えています。

最後に、野洲市の最大の事業、市民病院整備事業につきましては、現病院整備計画の再検証を行い、単に財政的な視点だけでなく、これまでの経緯や市民の医療ニーズを踏まえ、病院整備及び病院経営に関して市民負担が小さくなる方策を早急に検討したいと考えています。

野洲を持続可能で市民が魅力を実感できるまちにしたいという思いの実現のため、誠心誠意全力で取り組んでまいり所存です。市民の皆様、そして議員各位のご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、市長就任に当たり、今後の市政運営に対する私の所信の一端を述べさせていただきました。ぜひ一緒に新しい野洲をつくってまいりましょう。

(拍手)

○市長（櫻本直樹） それでは、本臨時会におきましては、議案といたしまして、補正予算の専決処分1件、人事案件2件の合計3件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

議第86号「専決処分につき承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

令和6年度野洲市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出総額にそれぞれ

れ3,038万4,000円を追加いたしました。

補正の内容は、総務費において衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙費用を3,027万4,000円追加し、土木費においては、本市に対する土地の所有権確認の訴訟が提起されたことに伴い、その対応に係る弁護士費用を11万円追加したものです。これらに係る歳入として、県支出金及び繰越金を増額しております。

債務負担行為では、歳出の土木費に係る訴訟事務委託料として、それに伴う弁護士報酬に実費を加えた額の範囲内を限度額として設定したものです。

次に、議第87号「野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員の山崎玲子さんの任期が令和6年11月17日をもって満了することに伴い、引き続き山崎玲子さんを任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

山崎玲子さんは、昭和52年4月から教諭として勤められ、平成22年4月からは教頭として学校運営にも取り組んでこられました。退職後は、社会教育委員や主任児童委員、三上こども園評議員を歴任されるなど、教育の振興に尽力されています。令和2年11月から教育委員会委員としてご活躍いただいております、教育委員会委員として適任であると考えております。

なお、教育委員会委員の任期は、令和6年11月18日から令和10年11月17日までの4年間です。

議第88号「野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員の中野和美さんの任期が令和6年11月17日をもって満了することに伴い、引き続き中野和美さんを選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

中野さんにつきましては、平成28年11月から公平委員会委員としてご活躍いただいております、適任者として引き続きご活躍いただけるものと確信しております。

なお、委員の任期は令和6年11月18日から令和10年11月17日までの4年間です。

以上、提案理由といたします。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 剛） これより、ただいま議題となっております議第86号から議第88

号までの各議案について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本 剛) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第86号から議第88号までの各議案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、議第86号から議第88号までの各議案については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第86号から議第88号までの各議案について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本 剛) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第86号「専決処分につき承認を求めることについて(令和6年度野洲市一般会計補正予算(第5号))」は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(山本 剛) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第86号は原案のとおり承認されました。

次に、議第87号「野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」は、山崎玲子さんの任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(山本 剛) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第87号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議第88号「野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、中野和美さんの選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 88 号は原案のとおり同意することに決しました。

（日程第 5）

○議長（山本 剛） 日程第 5、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

栢木前市長の任期満了に伴い、広域連合議会議員の任期も満了となったことから、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 3 項の規定に基づき選挙を行います。

なお、選挙は広域連合規約第 8 条第 1 項の規定により「議会の議員並びに市長及び副市長のうちから、議会において 1 人を選挙する」とされております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、本職において指名することに決しました。

これより指名いたします。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員には、櫻本直樹市長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました櫻本直樹市長を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、櫻本直樹市長が滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました櫻本市長が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の

規定により、当選の告知をいたします。

(日程第6)

○議長(山本 剛) 日程第6、野洲市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

野洲市選挙管理委員会委員及び補充員の任期満了に伴い、地方自治法第182条第1項及び同条第2項の規定に基づき、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、本職において指名することに決しました。

これより指名いたします。

まず、野洲市選挙管理委員会委員には、野口敏子さん、森本理江さん、島村平治さん、前田健司さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、野口敏子さん、森本理江さん、島村平治さん、前田健司さん、以上の方が野洲市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、野洲市選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、北脇嘉久さん、第2順位、石塚貢さん、第3順位、辻本文子さん、第4順位、木本敬子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、第1順位、北脇嘉久さん、第2順位、石塚貢さん、第3順位、辻本文子さん、第4順位、木本敬子さん、以上の方が、順序のとおり野洲市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

ただいま野洲市選挙管理委員会委員及び補充員に当選された方に対し、会議規則第33条第2項の規定により、本職において文書により当選の告知をいたしておきます。

暫時休憩いたします。執行部の方は、ここで退席となります。

(午前9時24分 休憩)

(午前9時28分 再開)

○副議長(山崎敦志) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本剛議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

「議長の辞職について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(山崎敦志) 異議なしと認めます。よって、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○副議長(山崎敦志) 追加日程第1、「議長の辞職について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥対象となりますので、山本剛議員の退場を求めます。

(4番 山本 剛議員 退場)

○副議長(山崎敦志) それでは、事務局長が辞職願を朗読いたします。

○議会事務局長(北脇康久) 朗読いたします。

辞職願

私儀、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和6年11月8日

野洲市議会副議長 山崎敦志様

野洲市議会議長 山本剛

以上です。

○副議長（山崎敦志） お諮りいたします。

山本剛議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（山崎敦志） 異議なしと認めます。よって、山本剛議員の議長の辞職を許可することに決しました。

山本剛議員の入場を許可します。

（４番 山本 剛議員 入場）

○副議長（山崎敦志） 山本剛議員に申し上げます。

さきに提出されました議長の辞職願につきましては、ただいま議会の許可が得られましたので、お伝えいたします。

ただいま議長が欠員となりました。

この際、議長選挙の立候補者による所信表明会を開催のため、暫時休憩いたします。

（午前９時３１分 休憩）

（午前９時３８分 再開）

○副議長（山崎敦志） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

「議長の選挙について」を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（山崎敦志） 異議なしと認めます。よって、「議長の選挙について」を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

（追加日程第２）

○副議長（山崎敦志） 追加日程第２、これより議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（山崎敦志） ただいま出席議員は１７人であります。

事務局から投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○副議長(山崎敦志) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(山崎敦志) 配付漏れはないと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○副議長(山崎敦志) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票につきましては、演壇に投票箱を設置しておりますので、演壇に向かって左側から登壇し、右回りで投票を願います。

これより投票に移ります。

事務局の点呼に応じて順次投票を願います。

(職員点呼、投票)

○副議長(山崎敦志) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(山崎敦志) 投票漏れの無いものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

○副議長(山崎敦志) ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、第1番、村田弘行議員、第2番、小菅康子議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○副議長(山崎敦志) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 17票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 14票

無効投票 3票

有効投票中

山本 剛議員 13票

山崎敦志議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、山本剛議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました山本剛議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

この際、議長に当選されました山本剛議員より発言を求められておりますので、これを許します。

第4番、山本剛議員。

○議長（山本 剛） 第4番、山本剛でございます。

ただいま議長に当選をさせていただきました。まずもって厚く御礼を申し上げます。

先ほども所信表明でも申し上げましたとおり、野洲市には様々な課題が山積をしております。議員の皆さんと手を携え、共に課題解決に取り組んでまいりたい。そのように決意をしております。身の引き締まる思いではあります。どうかご支援、ご指導、よろしくお願ひ申し上げます、御礼といたします。ありがとうございました。

○副議長（山崎敦志） それでは、新議長に交代をお願いいたします。

（議長交代）

○議長（山本 剛） それでは、引き続き議事を進めます。

山崎敦志議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第3）

○議長（山本 剛） 追加日程第3、「副議長の辞職について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥対象となりますので、山崎敦志議員の退場を求めます。

(8 番 山崎敦志議員 退場)

○議長 (山本 剛) それでは、事務局長が辞職願を朗読いたします。

○議会事務局長 (北脇康久) 朗読いたします。

辞職願

私儀、このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和6年11月8日

野洲市議会議長 山本剛様

野洲市議会副議長 山崎敦志

以上です。

○議長 (山本 剛) お諮りいたします。

山崎敦志議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、山崎敦志議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

山崎敦志議員の入場を許可します。

(8 番 山崎敦志議員 入場)

○議長 (山本 剛) 山崎敦志議員に申し上げます。

さきに提出されました副議長の辞職願については、ただいま議会の許可が得られましたので、お伝えいたします。

ただいま副議長が欠員となりました。

この際、副議長選挙立候補者による所信表明会開催のため、暫時休憩いたします。

(午前 9時56分 休憩)

(午前10時02分 再開)

○議長 (山本 剛) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

「副議長の選挙について」を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、「副議長の選挙について」を日程に

追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

(追加日程第4)

○議長(山本 剛) 追加日程第4、これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(山本 剛) ただいまの出席議員数は17人であります。

事務局から投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(山本 剛) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本 剛) 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(山本 剛) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票につきましては、先ほどと同様の手順で行います。

これより投票に移ります。

事務局の点呼に応じて順次投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(山本 剛) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本 剛) 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

○議長(山本 剛) ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、第3番、田中陽介議員、第5番、木下伸一議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（山本 剛） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 17票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 1票

有効投票中

津村俊二議員 15票

田中陽介議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、津村俊二議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました津村俊二議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

この際、副議長に当選されました津村俊二議員より発言を求められておりますので、これを許します。

津村議員。

○副議長（津村俊二） 当選させていただきました津村俊二でございます。

副議長として全力で議長を支え、また、野洲市のために議会としてチーム議会を目指して、先ほども所信表明いたしました開かれた議会、また市民のために、市民とともに、そういう思いで取り組んでまいりたいと思います。

議長からも話がありましたように、来年は国スポ・障スポがございます。多くの方々が全国から、または海外からも来られるかもわかりません。そのときに、野洲市に足を踏み入れて、野洲市に住んでみたいとそう思わせるような、そのような野洲市を実現してまいりたいというふうに強く思っております。

来年は、私たち出るかどうか分かりませんが、市議会議員選挙がございます。審判を下されます。どうか本当にこの1年間、私は全身全霊でこの身をささげて野洲市に、野洲市のために、野洲市の発展のために尽くしてまいりたいと思いますので、1年間どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 暫時休憩いたします。再開は追って連絡いたします。

（午前 10 時 16 分 休憩）

（午後 3 時 28 分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に総務常任委員会が開催され、正副委員長の互選結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

総務常任委員会委員長に第 10 番、服部嘉雄議員、副委員長に第 6 番、津村俊二議員、以上のとおりであります。

また、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき、専決処分報告書が市長から提出され、タブレットに掲載しておきましたので、ご確認願います。

次に、第 6 番、津村俊二議員から守山野洲行政事務組合議会議員の辞職願が提出されたことから、守山野洲行政事務組合議会議員が 1 人欠員となりました。

お諮りいたします。

「守山野洲行政事務組合議会議員の補欠選挙について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、「守山野洲行政事務組合議会議員の補欠選挙について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第 5）

○議長（山本 剛） 追加日程第 5、守山野洲行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、本職において指名することに決しました。

これより指名いたします。

守山野洲行政事務組合議会議員には、第5番、木下伸一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました木下伸一議員を守山野洲行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、第5番、木下伸一議員が当選されました。

ただいま守山野洲行政事務組合議会議員に当選されました木下伸一議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、議第89号「野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めることについて」市長から追加議案が提出されています。

お諮りいたします。

議第89号「野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めることについて」は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、議第89号「野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めることについて」は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第6)

○議長(山本 剛) 追加日程第6、議第89号「野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議第89号「野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

令和6年10月30日をもって副市長が退任されたことに伴い、新しい副市長について令和6年11月9日から吉川武克氏を適任者として選任することにつき、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

吉川氏におかれましては、昭和58年4月に現在の野洲市を構成する旧野洲町に奉職されて以来、財政課長、環境課長、環境経済部次長、教育委員会教育部長、市立野洲病院事務部長、環境経済部長などを歴任され、令和5年3月に定年退職を迎えられるまで40年にわたり地方自治発展のためにご尽力なされました。また、退職後も今日に至るまで暫定任用職員として商工観光課企業連携戦略室で勤務され、ご活躍されています。

吉川氏は野洲市における行政経験が長く、事業遂行における実行力と調整力が期待でき、本市の副市長として適任であると考えております。

また、特に新病院整備事業においては早急に計画の検証を行い、整備を進める必要があります。吉川氏の今までの行政経験は新病院整備を進めていく上で必要不可欠と考えており、着実に市政運営を進めてまいりたく、副市長の選任について議会の同意をお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

なお、任期につきましては、令和6年11月9日から令和10年11月8日までとなります。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議長（山本 剛） これより、議第89号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後3時35分 休憩）

（午後4時49分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたします。

たいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

引き続き、議事を進めます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

まず、第16番、稲垣誠亮議員。

○16番(稲垣誠亮議員) 創政会、稲垣でございます。

まずは市長、このたび当選おめでとうございます。同世代として個人的にはうれしく思うのとは同時に、一方で選挙公報をのぞかせていただく限り、自身とは重要施策で対極の政策を持つ櫻本市長に改めて脅威を感じているのも本心です。

市長と初めてお会いしたのは約9年前になりますが、市長が県職員として病院事業庁に在籍のときに病院整備について懇談しましたが、覚えていらっしゃるでしょうか。非常に懐かしく思っております。

さて、お互いまちをよくしたい気持ちは同じだと思いますので、簡潔明瞭に進めてまいりますので、何とぞよろしくお願いします。

本件質疑は、副市長候補者様自体を問うことではないことを申し添えます。また、一般職ではなく特別職ではありますので、市長の人事権に踏み込むものではないと思慮することを前提に質疑通告させていただきます。

12点質疑させていただきます。

1点目です。

野洲市においては、現在大型プロジェクトが進んでおりますが、これから一層市長部局と議会がしっかり連携、協力して進める必要があると考えます。全会一致で副市長人事が承認されることが望ましいと考えますが、お伺いいたします。

2点目は、副市長候補の選定プロセスはどのように行われたか、時系列かつ詳細にお伺いいたします。

3点目は、地方自治法では、副市長は市長を補佐し、市長の命を受け政策及び企画をつかさどり、職員の担当する事務を監督するとありますが、副市長候補の選定理由、期待する目的について詳細にお伺いします。

4点目ですが、副市長候補の過去の実績や成果について、できれば略歴から個別事例を

複数教えていただくようお願いいたします。

5点目ですが、市政運営を推進するに当たって、市長と副市長候補の掌握分担はどのように想定されているのか、詳細にお伺いいたします。

6点目ですが、市長の公約実現のために重要な政策テーマを担当する副市長を置くには、行政機構、人事体制をどのようにするかを暫定的にでも表明されてからでも遅くはないと思いますが、お伺いいたします。

7点目ですが、副市長候補様自身が野洲市政に関わることについてどのような思いを持っていらっしゃるのかを伺っていらっしゃるようであれば、お伺いします。

8点目ですが、全国的に副市長を公募する事例もあるようですが、そのようなことは比較検討されなかったのか、お伺いいたします。

念のために、8番目は現在の候補者様を論評するようなこととは全く、そういう意図はありませんので、申し添えます。

9点目は、前副市長の評価と新副市長の任務の関係についてですが、前副市長は県とのパイプ役として重要な役割を果たしていましたが、新しい副市長候補はどのように県との連携を強化する予定か、お伺いいたします。

10点目ですが、前副市長が県との連携で達成した具体的な成果についてですが、新しい副市長候補はこれらの成果をどのように引き継ぎ、発展、強化される予定か、お伺いします。

11番目です。県との連携が市民に与える影響について、副市長候補はどのように評価しているのでしょうか。また、その影響を最大化するための具体的な施策を市長はどのように考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

最後の12番目になります。新市長は緊縮財政を公約に掲げていますが、副市長の任命に伴う費用負担についてどのように費用対効果を評価しているか、お伺いいたします。

以上になります。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、稲垣議員からいただきました質疑についてご答弁申し上げます。

まず、1点目につきましては、少しでも多くのご承認をいただければというふうに思っておりますが、できましたら全会一致でご同意いただけるのが望ましいというふうに考えております。

2点目でございますけども、こちらにつきましては、10月13日の当選後、市の課題と自らの公約を並べまして、これらの推進を早急に進めるに際して必要な方の選任について本格的に検討を始めました。

3点目につきましてですが、私も市長就任から日がたっておりません。数々の本市の課題への対応、公約の実現を進めるためには、これまでの経緯を踏まえた上で、特に新病院整備は市民とお約束した再検証を病院開院時期をできるだけ影響しないよう早急に着手する必要があります、野洲病院事務部長を経験されている方に私を支えていただきたいと思いますと考えました。また、企業誘致に関しても力を入れることとしており、これについても今回の提案により市の体制を強化したいと考えております。

4点目につきましては、各部長での経歴がございますし、また、駅前事業、これアサヒビールとの交渉でございますが、こういったもの、今の企業連携事業で成果を上げていただいております。それゆえに最適と考えているところでございます。

5点目でございます。これまでの副市長のように掌握分担を分けることなく補佐してもらうことを想定しております。

6点目でございます。特に早急に取り組む必要のある病院の再検証について、一刻も早く早急に取り組むたいと考えており、今回提案を行うものです。

7点目。これまでの野洲市政の経緯を踏まえ、新しく提案いたします私の政策などとうまく融合させて進めていければよいと考えています。吉川氏は市の発展を一生懸命考えてくれる。そんな最適な人物であると認識しています。

8点目です。早急に着手したい課題もあり、今回の提案とさせていただきます。

9点目。今回は、私が元県の職員であり、むしろ野洲市のこれまでの市政についてご存じの方のお力をお借りしたいと考えました。それぞれの強みを生かして県との連携を確実に進めてまいります。

10点目です。成果につきましては、前の副市長は元県職であったため、県との調整役を担っていただきましたことにつきまして、私と新しく副市長となられる方で引き続き手を携えて発展させてまいりたい。このように考えております。

11点目でございます。例えば、高等専門学校は県との連携、企業との連携、人事交流などが必要と考えております。これにつきましても、私と新しく私が望みます副市長の候補の方、この方としっかりと手を携えて取り組んでいきたい。このように考えております。

12点目でございます。私は、決して緊縮財政を公約に掲げたわけではございません。

その点だけ、まず申し上げたいと思います。その上で、副市長には、特に病院の再検証により市民負担を軽減することを目指しておりますし、企業誘致にも強力に進めていくこととしております。したがって、市にとって効果は大きいものと考えております。

そして、新しく私が希望します副市長の方と私が、私を補佐することで何倍にも効果が発揮できるものと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○16番（稲垣誠亮議員） 櫻本市長、ありがとうございます。

1点再質問させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

先ほど緊縮財政とちょっと私申し上げたの、ちょっと不適切だったかもしれません。財政の健全化という表記を使うべきでした。

改めて、私、財政健全化については新市長に大変期待をしております。

ただ、行政出身の市長がこの副市長の案件に関しては、まずは先ほどおっしゃっていただいた病院の方向性を、これ、可視化、具体化して、まずは具体的な他の重要施策、行財政改革を発信いただいて、課題解決の必要性をより詳細に発信していただいて、この就任約1週間の臨時会のタイミングでの選任ではなくて、次期定例会、12月のその定例会で副市長の必要性を訴えられてからでも、僕、提案は遅くないのかなというふうには考えるんです。本議案を一旦これ取り下げられて、12月に再提案をされるということはちょっと提案したいんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

結論から申し上げまして、取り下げて12月定例会に提出するという事は考えてございません。

その理由といたしましては、これ、もう何度も申し上げますとおり、病院問題の再検証を早急に始めて、できるだけ開院時期に影響しないようにしたいということ、これはもうあらゆるところで、私、申し上げているところでございますので、早急に副市長を選任してこの再検証に着手したい。その思いが強でございますので、今このタイミングで提案させていただくものです。

以上です。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○16番（稲垣誠亮議員） 最後の質疑いたします。

ということは、体育館横の現病院整備を継続して行っていく可能性を含んでいるということ。今この市長の答弁は理解したらよろしいでしょうか。

100%ないのか、それも含んでいるのか、その点だけ最後にお願いできますか。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

私の申し上げています再検証というものは、必ずしも場所につきましてどこということふうを決めているわけではございません。これはもう再検証の結果によるところだということふうにおっしゃるところでございますので、100%どこどこということではないということはおっしゃりたいと思います。

○議長（山本 剛） 次に、第7番、東郷克己議員。

○7番（東郷克己議員） 第7番、新誠会、東郷克己でございます。

副市長の任命についての議案に対し、議案質疑をさせていただきます。

先ほど稲垣議員の言及にもありました。副市長は市政全般にわたり市長を補佐し、政策、企画をつかさどるという重要な立場にあります。そうしたことから、総合的な観点からこの議案を判断するために質疑を行います。直接的に副市長云々を聞いていない部分もございしますが、その点をご理解の上でご答弁いただければと考えております。

まず1点目、1項目め、議会制民主主義の意義と二代表制についての認識、また市行政のあり方、基本について市長の認識を確認いたします。

①民主主義国家と言われる国々で普遍的に採用されているのは議会制民主主義であります。その理由について、つまりなぜほとんどの国々というか、一般的に、普遍的に議会制民主主義を取り入れられているのかという理由について、市長の認識を伺います。

2点目、二代表制における長そして議会それぞれの権限とあり方についての見解を伺います。

2項目め、病院の現状についての認識を伺います。

新病院整備は野洲市における最重要課題の1つであり、何より市長ご自身が会見で「真っ先に取り組みたいことは」との問いに答えて「病院」を挙げておられます。しかし、続く言葉で「具体的には事務方と協議」、「どういう形で進めていくのか検討」と、時間的余裕がある課題のような表現をされております。

つい先ほどの稲垣議員の答弁に対しても、早急に検証というような言葉が使われながら、

場所については必ずしも決めていない、再検証の結果により考えるというような趣旨の発言をされたと思います。ということは、その場所の検討も再検証に含まれるのか。となれば、予定どおりの開院どころか病院整備そのもの、病院という機能自体が吹っ飛びかねない事態を招きます。

これを先ほどの稲垣議員の質問では、この副市長の議案の方、選任した理由に挙げておられますが、非常に、その方を云々するのではなく、今申し上げている市長の考え方、スタンス自体に大きな疑義を感じております。

少しちょっと間に入れてしまいました。要は、市長ご自身の「早急に」などという「急ぐ」という言葉と相入れない言葉を発しておられる矛盾を感じております。

そこで、病院の現状についてどこまで認識されているのかを伺います。

①平成28年、野洲病院支援継続可能性評価委員会と言われる、いわゆる第三者委員会と認識しておりますが、そこで老朽化などについて調査に基づいて非常に詳しい指摘をされております。この調査内容及びその結果について把握されているのかどうか。

②病院の現状は承知されているのかどうか。さらに、様々な今の病院、これは建物という意味でご理解いただければと思いますが、その病院建物の様々な問題箇所、課題箇所を直接ご自身の目で確認されたのかどうか、伺います。

③これと併せて、現場で働いておられる方のご意見等を直接聞かれたかどうか。

病院について具体的に3点お伺いをいたします。

3点目です。副市長について伺います。

繰り返しになりますが、副市長の職務について、地方自治法は「普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担当する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。前項に定めるもののほか、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、第153条第1項の規定により委任を受け、その事務を執行する」と規定しております。「命を受け、政策及び企画をつかさどり、職員の担当する事務を監督する」とは、まさに市政の核と言えます。

市長は、登庁後の訓示で「皆さんはチャレンジを引き受けて」とお話しされました。その言葉は、今日も来られている京都新聞、中日新聞2紙で市長就任の記事となりました。職員各位が意欲的に職務に取り組み、活発に発案し、また、議論を交わらせて市政を進めていくことは、私自身も理想とするところであり、大いにそうしたことについては市長に期

待するところでもあります。

その上でお聞きをいたします。これら法に定める副市長の職務、そして市長が願われる職員像といった視点から、今般任命しようとする人物への市長としての評価あるいは期待をお伺いいたします。

最後に、今日の所信表明を聞いてお聞きする部分であります。

本日の所信表明でも、あるいはこれは公約でも入っていたかと思えます。若者に選ばれるまちを目指すとの言及がありました。

その一方で、令和2年の国勢調査に基づく令和5年10月現在の年齢別人口推計の人口を見ますと、50歳、ちょうど市長の年齢あたりかと思えます。202万超。30歳は126万人、20歳は117万人と50歳人口の6割前後になっております。

さらに、報道等によりますと、本年の出生数は70万人を割ることが予想されております。こうした人口減少、特に若年層、若くなればなるほど、ちょうど人口ピラミッドが駒の形のように、市長の世代の方がこう出っ張っているとすれば円錐状に減っていくという状況がある中で、野洲市の人口云々で、ただ単に若者に選ばれるまちというふうな表現をされるのに若干の疑問を感じております。

こうしたことを踏まえて、その若者に選ばれるまちということを市長がどのように描かれて、これは病院もその他の施策もそうですけど、市長の理想像、イメージがあって、その命を受けて副市長は政策、企画等をつかさどりという部分でありますので、今申し上げたこのそれぞれについての市長のお考えをお示しいただきたいと思えます。よろしく願います。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） 東郷議員からいただきました議案質疑についてお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の議会制民主主義の意義と二元代表制についてからお答えいたしたいと思えます。

この1つ目につきましては、日本をはじめ多くの国々で採用されている議会制民主主義においては、議会を通じた政策の決定がなされることで首長の持つ権力の集中を防ぐ仕組みとして非常に重要なものとなっております。

2つ目です。国で採用されている二元代表制は、市議会でも採用されており、議会は国民または市民の代表で構成されております。議会は議事機関、市長は執行機関の長であり、

権力は分散されており、尊重すべきと考えています。

続きまして、2つ目。病院の現状についての認識でございます。

この中の1つ目でございますが、当時の山仲市長のとき、市立野洲病院において耐震化などが不足しているなど、老朽化が進んでいる結果があったということ認識しております。

2つ目でございますが、個人として利用する、病院を利用する範囲での現状しか知っておりません。このため、問題箇所について特定して確認しに行ったわけではございません。

3点目でございますが、市長に就任して間もないため、これまで一個人でありました。直接現場で働くスタッフの皆様の聞き取りはできていないというのが正直なところでございます。再検証の中で行うことというふうに認識しておりました。

次に、3つ目の質問。副市長についてでございます。

訓示でお示ししましたとおり、チャレンジを大切にして現状を打破しようとする点については、吉川氏は突破力、調整力があり、まさに適任と考えております。

最後、4つ目の若者に選ばれるまちについてお答えします。

この言葉の私の思いでございますけれども、これは野洲市に住む若い世代がこのまちに住み続けたい、また、市外に住む若い世代がこの野洲に住みたいと思っただけのような、そんなまちを追求しようという、そういった方向性をうたったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○7番（東郷克己議員） いくつかにわたり再質問をさせていただきます。

議会制民主主義を採られている理由、ちょっと、非常に全体像、ざくっと聞きましたので、問い方も悪かったのかなと思っておりますが、議会制民主主義を採られている理由を聞いた裏返しで、直接民主主義制を採られていない理由をお聞きしたかったので、この点について、多くの国々といいますが、直接民主主義制を採っている国を私は知りませんが、直接民主制を採らずに議会制民主主義、つまり間接民主主義制を採っている理由をお答えいただきたい。

二元代表制、先ほど国で採用されているとおっしゃいましたが、国と地方ではかなり制度が異なると私は理解をしております。

ご存じのとおり、今、石破総理であります。石破総理を直接我が国では選んでおりません。議院内閣制で、国会議員の中で投票されて行政の長である内閣総理大臣を選んでお

ります。

つい先般、アメリカの大統領選挙があつて大きな話題になりましたが、市政で言えば、あるいは県もそうですけれども、いわばそういった大統領制に近いものかと思ひます。ちょっとその認識の違いがあるのではないかという指摘を踏まえて、もう一度この二元代表制における長と議会それぞれの権限、そしてあり方についての考え方を伺ひます。

もう一点、再質問として伺ひます。

以前、弁護士に法律相談をしたとき頂いた資料を今持ってきております。「Q & A 地方公共団体・地方公務員をめぐる法務実務」という書籍の抜粋の資料なんですけれども、結論のみ申し上げます。この中に書いてあることです。合理的理由が認められないにもかかわらず、単に選挙の際の公約を実現するなどといった理由のみによる政策変更は違法と判断される場合があるという趣旨の指摘をこの書籍の中に書かれており、その抜粋、コピーですけれども、頂いております。つまり、選挙で市民と約束したからという理由だけでこれまでの政策を変更することは違法と判断される可能性がある。裏返しに言えば、判断されないかもしれないけれども、ということです。ここで問われているのは、その判断云々ではなく、合理的理由が大事なんだという指摘だと私は受け止めております。

これについての見解、どうお考えになるか、お聞きいたします。

2点目の病院の現状についての認識について再質問させていただきます。

1点目のこの評価委員会での結果についての認識で、耐震性のことを挙げられました。耐震性のみから言えば、一定の耐震補強工事をされました。その辺は市長も職員のお一人としてある程度の経緯は認識されているものと思ひますが、本格的な耐震工事ではないというのはございます。そして、ここで、この平成28年当時に既に老朽化、ちょっと繰り返すようになりますけど、耐震性という部分は、特出しでうたわれてはありましたが、それ以外にも老朽化が著しい、狭隘さが目立つ等々指摘をされております。

そして、2番に関わることでございますけれども、私は今までに2回この病院の現状をそれぞれ当時の事務部の協力のもと直接見させていただきました。

1回目は今回副市長に任命しようとしてされている吉川氏が事務部長の時代でありました。そのときにも雨漏り等は深刻な課題で、屋上の、それはシールドというんでしょうか、状況がよくないというのも見ました。先ほど申し上げた狭隘さという部分も見ました。1床当たりの平米が一般的な同規模の病院と比べて非常に狭いという内容や、廊下が狭いので、ストレッチャー、いわゆる入院患者さんがお休みになるベッドを手術のときなどは取り回

さないといけないけれども、廊下が狭いのであちこちぶつかった跡がある状況とか、あるいは建て増し、建て増しで今の病院が成り立っているのに、病院なんだけれどもバリアフリーになっていなく、仕方がないので板を敷いて移動できるようにしてあるところ等々見せていただいたんですけれども、5年後、今年見せていただいて、その老朽化の状況が非常に進行しているのを私は肌で感じました。あまりこの場で言うことは適切ではないのかなと思っていますが、漏水が発生しております。病室で漏水が発生して、入院患者さんに影響がある事態が出ております。こうした病院を早く解決しなければならないというのはもう言うまでもないことですので、先ほど検証の結果により場所も考える等の余裕はない。私は考えております。

外面は化粧で何とでもなるかもしれませんが、漏水の内容等、屋上から漏れてくる水だけではなく配管の老朽化等もあるということも聞いております。こうしたことを考えれば、その検証の方向性ということについて市長の認識、見解、今私が申し上げたことを踏まえて、どこまで検証するのかということについて、副市長を任命された後に命を受けてその方は政策、企画を立案されるわけでございますので、市長の命の部分をはっきりおっしゃっていただきたい。

先ほどから稲垣議員の質問に対しても聞いておりますと、時に急がないといけないと言う、時に何か悠長な時間的余裕があるかのような表現をされる、それでは命になりませんので、そのような市長の姿勢であれば、先ほど稲垣議員が言ったとおり、今の提案は非と判断せざるを得ない。明確におっしゃっていただきたい。

3点目の副市長についてのところについてお伺いをいたします。

突破力があって適任だと思うというようなお言葉がございました。私も吉川氏が部長時代いろんなことを議論もしましたし、意見交換をし、時にいろんなことを教えていただいたりしましたので、一定尊敬の念を抱いている方でおられます。

一方で、今回の人事案件に絡み、庁内でざわざわした声を私は直接お聞きをしました。複数の方からお聞きいたしました。

市長が、先ほど私が質問、初問のところで聞きましたチャレンジを引き受けてというようなこと、そして意欲的に取り組んで活発に議論してというような部分は、私も同じ考えと申し上げました。そこを期待するのであれば、こうした庁内がざわざわしているその声にはまずは耳を傾け、全肯定でもなくてもいいと思いますが、客観的にその声を直接聞かれて、ジャッジをして、そして判断される必要があるのではないかと思います。

非常にデリケートな問題ですので、ちょっとぼかした言い方をしておりますが、大事なことだと思いますので、お聞きをいたしました。ご答弁をお願いします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） 東郷議員の質問についてお答えをさせていただきます。

まず、この二元代表制を採られている、直接民主主義ではなくてというところでございますけれども、そもそも直接民主主義制を採って全ての政治を行おうとするものについては、当然住民の数の限界もあろうと思います。少数の住民であれば、直接制でも十分にその住民の声を酌み取って政治を行うことができるかと思っておりますけれども、現実問題、野洲で例えていいますと5万人でございます。これを直接民主主義で全て民意を捉えて市政に反映するということは限界があるということも一部で私も認識しております。

そこで採られたのがこういう二元代表制ということで、直接民主主義だけでなくて間接民主主義、さらに具体的に言いますと、議員がいらっしゃって、それぞれの地域で様々な多様なニーズであったりとか諸課題を把握していただいて議会に届けていただくと、そういう役割を担っていただいているということで、この現状に合わせた形でこの二元代表制、間接民主主義というものが発達してきたのではないかなというふうに考えております。

それから、2つ目、病院につきましては、この中で言われました選挙の結果のみで政策を転換するところ、ここが一番重要なところかと思っておりますけれども、現状、私、確かに選挙で多くの票をいただいて当選いたしましたけれども、まだ政策転換を行っているわけではございません。再検証を行って、その中でいろんな見解を出させていただくと思っておりますが、これも出た答えというものが決定ではなくて、当然議会もそうですし、市民の皆様にも見ていただくということのプロセスは当然必要だと思っておりますので、現状ではこの選挙結果を受けて何か決定的に政策転換をしたという認識はございませんので、そこについては民主的に進めていきたいと、このように考えてございます。

それから、病院の現状についてもお聞きいただいたと思います。

老朽化につきましては、詳しく現場を詳細に見たかと言われると、そうではありませんが、私も一市民として野洲病院を利用させていただく中でも、問題点はそういう立場でも認識ができました。確かに老朽化、もう見ただけでも進んでおることが分かりますし、また、狭隘部分も当然我々素人が見ても分かります。そういう状況があるということは、既に私としても認識をしているところでございます。

この状況を放置すれば当然市民の皆様のご不便にもなりますし、医療スタッフへのモチ

バージョン、こういったものにも問題が生じるということは認識しておりますので、そこも含めた上で再検証を早急に進めたい。このように考えているところでございます。

続きまして、副市長につきましてでございますけれども、ちょっとこのざわざわという部分が非常にちょっと分かりにくくて、いろんなざわざわがあるかと思っておりますけれども、当然これまでの吉川氏との仕事の、どう言ったらいいんでしょうかね、これまでの実績であったりとかそういったもののご意見があったりとか、あるいはこれまでは前の副市長、その前の副市長、これ、県から来ておりました。今回は市の職員を選任するという事で、なかなか職員としては今まで身近であった方が副市長になるということで若干慣れない部分もあろうかと思っております。そういった中で、若干どうなるんだろうというような声もある。それがざわざわかなというふうに思っておりますが、少なくとも、私もそうですし、吉川氏もそうです。これからは立場が変わります。私もこれまで行財政改革の立場で非常に厳しい財政的な見地から市に対しても意見を申ししてきましたが、市長になった以上はその財政的な見地からのみで議論をすることは適当ではないと思っております。広く総合的な行政を眺めながら、これを取り扱っていくのが市長職だと思っております。つまり、立場が変われば、見方、仕事のやり方も変わります。当然吉川氏につきましても、これまで様々なプロジェクト、非常に厳しいプロジェクトをやっていたと聞いておりますし、確認もしています。この方に今後は副市長というポストに就いていただくわけです。当然今までの仕事ぶりとは違うわけで、当然吉川氏もそこは認識していただいております。副市長の大事なところ、私はこれまでの副市長の役割に加えて病院の再検証、それから企業誘致というものをさらに加えて活躍いただきたいと思っておりますが、そのベースにある市役所を円滑に回していくというところ、これはもうベースでございますけれども、当然副市長に立つ以上はそこを十分留意いただいて、立場に合った仕事をしていただけると認識しておりますので、その辺については、私は問題ないというふうに考えております。

私も1年目の市長でございますし、仮にお認めいただいたら、吉川氏も1年目の副市長でございます。何か問題があれば、共に話し合いをして、職員の皆様の声も聞きながら改善をして、私も一人前の市長になれるように、吉川氏も、もう副市長としてしっかりといただけるようにということで、最初はなかなか問題もあるかもしれませんが、しっかりとそこは謙虚な姿勢でお互い手を携えてやっていきたい。このような認識をしております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○7番（東郷克己議員） 3問目、これで最後の質問になります。

議会制民主主義と二元代表制、また市政のあり方、基本についての認識のところに関する再々質問であります。

直接民主制が採られていない、数の問題があるとおっしゃいました。それはそのとおりだと思います。

もう一つ、私が考えるのは、直接的にいろんな方のご意見をお聞きして、それを取りまとめていけばよいのですけれども、一方で、そのご意見の背景になければならない、例えば野洲市であれば野洲市の様々な問題、課題、野洲市政の状況等を説明する、ご理解いただく、その上でのご意見でなければ、単純に市民の声だからということで進めるのは、これは非常に危険があると思います。直接民主制を採った場合に様々な市民の方々、当然生活があり、お仕事があり、つまり時間的余裕がない中でそうしたご理解していただく時間を取っていただくことがまず難しいということがあり、選挙によって我々議員、代表者を選んで、そしてブリーフィングを受けて、理解し、あるいは議員活動として調査等する中で知見を深めて議論を深め、一方の代表である市長あるいは市長部局と、時に対峙をし、時に協力をして物事を推し進めるのがその議会制民主主義であり、二元代表制の重要性かと思っております。

そこで、それを踏まえて、最後にお聞きしたい。

議会で議決された内容を変更する。先ほど病院のことでちょっとこの資料のことをおっしゃいましたけれども、検証というようなことも含めて、既に議決を経て、その議決に基づいた契約も済ませて進めている案件を中断させて検証することがどこまで許されるのかどうかという部分について市長のお考えをお聞かせください。

病院についての部分、若干副市長の部分とかぶりますが、早急に検証という言葉も先ほどもおっしゃいました。そこ自体を否定するわけではございません。早急にやっていただきたい。それは当然です。

ですが、その検証の範囲、再質問で言及しました。検証の結果によって場所も云々といったような、場所から検証するのであれば、そんな時間的余裕はない、契約も破棄になる、前に進んでいけないという重い課題があります。ですので、記者会見等と言及されておりますが、開院時期をできるだけ遅らせないというような幅を持った表現ではなく、開院時期は遅らせない、検証をするならするとおっしゃっていただきたい。いやいや、そうではないんだ、もっと抜本的な場所の検討もしてもらおうんだということであれば、1年、2年

あつという間にたちます。その間、病院がどうなるんでしょう。老朽化は一段と進みます。そして、契約は破棄になります。そういうリスクを踏まえているのかどうか。ですので、早急に検証ではなくて、その検証の中身、範囲をはっきり答えていただきたい。それが副市長の命に含まれると考えておりますので、極めて重要な部分かと思えます。

最後にもう一点。

先ほどの再答弁で、企業誘致についてもお答えの中にありました。それもぜひ進めていただきたい案件であります。何事も信頼関係が重要です。例えば駅前の事業者、サンヨーホームズさん、例えば熊谷組を代表とするグループ、正規の手続を踏んで、いろんな議論をして決めたところに対して、まさしく選挙で約束を私にしたから、これこれこういう変更をしますという形で、今まで、それまでその企業さんが準備をして企画をして、少なからず時間、労力、資金を投入してプランを立てて決めてきたものを、合理的な理由なくして、選挙の公約やから、市民との約束やからという理由だけでほごにしていって、企業誘致、民間の信頼が失われかねないのではないですか。どうしてこの民間の信頼、取られるんでしょう。

どこかの中で、記者会見の中で、企業の声も聞いてまちづくりを進めていきたいとおっしゃっておられる一方で、積み上げてきた企業との信頼関係をほごにしかねないことを進めようとされている。その点について、どういう考えでそれをおっしゃっているのか。あまりにも自分に都合よく、大丈夫だろうという、昔教習所で聞いた「だろー運転」にしか思えません。今の企業の信用をどう考えておられるのかについてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） 2点質問いただきました。

まず1点、病院のほうでございますけども、ご指摘いただいたリスクというものも十分踏まえて、再検証を行っていきたく思っております。

これは、正直、いろいろな、今いただいた情報もそうですし、この他、私が今把握していない状況の情報も当然あるかと思えます。そういったものも総合的に取り入れて、どこまで検証の範囲としていけるのか、現状を踏まえて、当然議会での議決も踏まえて、どこまで軌道修正が図っていけるのかということ、これは再検証のチームを、もしこれ認めていただければですけども、再検証のチームを編成して、その検証の範囲をかちっと固めていきたいというふうに考えております。少なくとも、今東郷議員がおっしゃいました

決議をとるところ、これも十分踏まえた上で再検証を進めていくというつもりを持って
ございます。

2つ目いただきましたのが駅前の話だったかと思えます。

駅前につきましても、現在まだ駅前の事業の中身というものは確定してございません。
連携事業者と一緒に協議をしている段階だということでございます。まだこの連携事業
者と私は接触をしておりませんので、この連携事業者と接触する中で今後どういう展開が
できるのかというものを見定めていきたいと思っておりますが、少なくとも私が提案して
いるような中身について、いかにして実現できるのかということベースに置いて、この
連携事業者さんとも交渉していきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（山本 剛） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第89号は、会議規則第39条第3項の規定により委
員会付託を省略いたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、議第89号は委員会付託を省略す
ることに決しました。

次に、議第89号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。

（午後5時50分 休憩）

（午後6時01分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、これを許します。

まず、第9番、石川恵美議員。

○9番（石川恵美議員） 第9番、創政会、石川恵美です。

議第89号「野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めることについて」の議案に対
し、反対の立場で討論をいたします。

副市長人事案件の資料を見ると、吉川さんのこれまでのご経緯やご功績には深く敬意を
表したいと思えます。

しかしながら、副市長との職責を務めようとするならば、全体の人事掌握をはじめ職員と市長とのパイプ役となって調整を図ったり、時には市長に対して大所高所からの意見や苦言を呈する場面も必要であると考えます。

そして、最も大事なものは、前副市長のように職員の信頼を得なければ成り立たない立場であると考えます。

櫻本市長は、選挙のときに県とは太いパイプがあるとおっしゃっておられました。今こそその太いパイプを使ってみるのもよいのではないのでしょうか。

このようなことを総合的に勘案いたしまして、今回の選任は最適とは言えないと考え、反対するものであります。

議員各位の賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（山本 剛） 次に、第12番、橋俊明議員。

○12番（橋 俊明議員） 第12番、新誠会、橋俊明でございます。

ただいま案件となっております議第89号「野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めることについて」、賛成の立場で討論いたします。

吉川氏とは、今から35年前に都市計画街路事業、当時の市三宅北桜線で事業遂行に一緒に全霊を傾けて努力をしておりました。特に、用地買収契約が完了したにもかかわらず引き渡しを渋っていた地権者に対して最終的に明渡し請求により裁判で決着することを提案し、中心となって進めてくれたのが吉川氏でありました。

また、最近では環境経済の企業誘致推進を牽引し、誘致の直前まで導いてくれました。

吉川氏の件でよく耳にするのが、竹を割った性格そのものであり、その性格が影響して誤解を招くことがあったかもしれません。しかしながら、彼の説得力、行動力は野洲市の前途に絶対に必要であると私は強く確信をいたしております。

何とぞ今回の副市長の選任につき同意を求めることにつきましては賛同を賜りますことをお願いして、賛成討論といたします。

○議長（山本 剛） 次に、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介議員） 第3番、田中陽介です。

議第89号「野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めることについて」、議案に対し不同意の立場で討論させていただきます。

今回、副市長に指名されている吉川さんにつきましては、直近まで執行部におられたことから私も接することが多く、真摯な対応をしていただき、そして見識についても信頼し

ております。

しかしながら、今回の人事においては、異例にも、庁内から、先ほど東郷議員がおっしゃったのと同じく多くの声を聞いております。

私自身も自ら調査したところ、その多くが不安の声でありました。市長とともに職員との間に立つパートナーである副市長の人事という点を鑑み、私は今回この状況では積極的に同意ができないという判断に至りました。

先ほど市長も述べられましたが、病院の市民負担軽減の検証については、副市長でなくともできると思います。

以上、これからの市政を前向きなものとするべく、再考を求め不同意の討論といたします。

○議長（山本 剛） 次に、第8番、山崎敦志議員。

○8番（山崎敦志議員） 第8番、新誠会、山崎敦志です。

今回の市長より提案されました副市長選任について、賛成の立場で討論いたします。

市長をサポートできる人材を検討され、市政全般に精通している人材、市長が目指すまちづくりを達成するため、経験を生かし、補佐できる人材であると認識しております。

私たち議員が1年目、1期目、2期目、進んでいますけれど、全て彼は部長職にあり、いろんな課題について提案・質疑に対してもサポートしていただきました。それは何かというと、いろんな部署で経験豊富、野洲市政の流れをつかんでいる人材であります。特に病院整備については、市民の税金を無駄に使うことなく見直すべきところは見直し、病院整備、病院運営がスムーズに進む検証をサポートされる唯一の人材であると確信しております。

この見直しを期待し、選任に同意する賛成討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本 剛） 以上で、通告による討論は終了いたしました。これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第89号の採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、採決における可否同数の取扱いに

ついて、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は、議長裁決を行うことに決しました。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第89号「野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(山本 剛) ご着席願います。

起立少数であります。よって、議第89号は、同意しないことに決しました。

(追加日程第7)

○議長(山本 剛) 次に、追加日程第7、議第90号についてですが、市長から議案の撤回の申出がありました。会議規則第20条第1項ただし書の規定によりこれを許可いたしましたので、報告いたします。

○議長(山本 剛) 次に、田中陽介議員他1名から決議第3号「市の重要課題である野洲市民病院整備を滞らせず進めることを求める決議(案)」が提出されています。

お諮りいたします。

決議第3号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、決議第3号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、決議書案はタブレットに掲載してありますので、ご確認願います。

(追加日程第8)

○議長(山本 剛) 追加日程第8、決議第3号「市の重要課題である野洲市民病院整備を滞らせず進めることを求める決議(案)」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

第3番、田中陽介議員。

○3番(田中陽介議員) 第3番、田中陽介です。

決議第3号「市の重要課題である野洲市民病院整備を滞らせず進めることを求める決議(案)」について、提案理由の説明をさせていただきます。

少し長くなりますが、非常に重要なことですので、よろしくお願いいたします。

今般、櫻本市長の就任から1週間が経過いたしました。

初日の記者会見で、櫻本市長は最優先課題として病院整備を掲げられ、「進めていくので安心してください」と述べられました。

そこで語られたことは極めて抽象的で、選挙公報で示された市民負担の軽減、それから当選後に述べられたそのための再検証、これの意図するところは今においても明確には示されておりません。これは今議会でも同じように思います。

今回のこの決議は、最少でも3年、そして長い方ですとこの十数年この病院整備に向き合ってきた議員、議会の危機感から成るものであるということを先に述べておきます。

野洲市民病院の整備については、これまで十余年に及び、まちを挙げての議論がなされてきました。ある時期には市民を分断し紛糾もしましたが、高齢化が急激に進む本市の状況を俯瞰した論議、そして検証により病院そのものの必要性、それから担うべき医療機能といった基礎的な課題について専門家の評価、そして市民懇談会、市議会における議論を重ね、収束し、結果、中軽症の救急に対応し、回復期と維持期、リハビリテーションを担う在宅医療支援の病院を目指すことで確認されたところであります。

そして、最後まで市を二分して揺れ動いた場所についても、令和4年5月、現在の総合体育館東側市有地が提案され、令和4年12月の基本計画の成立をもって確定するに至りました。現在は、本市議会が可決、承認した債務負担行為約120億円を前提に株式会社熊谷組を代表とする共同企業体と、これも本市議会の承認を得て約116億円の請負契約が締結され、今既に準備工事も竣工に向かっております。

こういった現状で、多くの人は病院はもう決まったことと認識されていましてけれども、先般の市長選挙で櫻本市長を含む2名の候補者がこれを争点というふうにされました。したがって、櫻本市長が今再検証と語っておられることについても、実際相当数の市民が今さら感とこの先行きの不安感、これを抱えていることは我々も確認しております。

現在、既に新病院計画が遅延なく進捗することを前提に多くの関係機関と様々な連携が進められております。滋賀医科大学とは県内自治体で初となる共同研究講座の取り組み拡大が進められており、次年度からは病院事業の収益の中心となる整形外科及びリハビリテーション科への追加的な医師派遣も協議されていると聞いています。さらには、県内他複数の看護系の大学等とも新病院を前提に新卒者の入職拡大の調整が進められている他、リハビリスタッフについても新病院で増床する回復期病床を前提に次年度から採用増員が内

定で行われております。

そして何より、今まで政治に翻弄され続けてきた市立野洲病院の職員が新病院整備の計画どおりの進捗に期待をし、患者、市民のために日々医療に専心されております。三たび関係者を翻弄することは、野洲市の医療体制の崩壊を招きかねない。そのように感じております。

また、先日、大阪府箕面市の新市立病院整備事業において、本市と同じ基本設計デザインビルドの総合評価一般競争入札に対し応札者が1者もなかったという衝撃的な情報を得ました。同病院は病床数390床、高度急性期の病院で、当市の計画とは規模や機能に違いはあるものの、ゼネコン関係者によると、不調の理由はサブコンの人手不足であると言われており、逼迫が厳しい病院建設事業の実態が見られたところであります。

また、延べ床面積に対する平米単価はついに100万円を突破するところまで高騰している実態であります。こうした事実から、予算に関しても、今当市の整備計画を万一中断や解消するようなこととなれば、客観的に考えて、再度病院の整備に取り組むことは不可能であると示していると言えます。

以上のことを踏まえると、臨時会という場であり、市長の初めての議会という場ではありますけれども、緊急の課題として、危機感を持って、現在の市民病院整備計画を中断せず、原則計画、契約の内容に即し、揺るぎなく前に進めること、そして速やかにそのことを市民、関係者に示されるよう求める必要があると考え、決議に至るものであります。

なお、公約に示された市民負担の軽減については、この係る範疇で可能な限り取り組みを検証され実施されること、このことに関しましては市議会としても真摯に審査し、協力していきたい考えであります。

以上、決議案の提案理由といたします。

○議長（山本 剛） これよりただいま議題となっております決議第3号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決議第3号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、決議第3号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております決議第3号について、討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後6時22分 休憩）

（午後6時30分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

まず、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子議員） 第2番、日本共産党、小菅康子です。

私は、決議第3号、市の重要課題である野洲新病院の建設を早期に進める決議について、反対の立場で討論を行います。

本決議案の新病院の早期建設については何ら異論なく、そのとおりであります。新病院建設問題は、市政の最重要課題として10年を超える議論がされてきました。多くの市民は早期建設を願っておられることは承知をしております。

このような状況で、私自身、早期建設を前提として決議案について意見を述べさせていただきます。

1点目に、櫻本市長は午前中の所信表明で現病院建設計画について、これまでの経緯と市民ニーズを踏まえ、再検証を進めていくと表明されました。また、市民負担の軽減についても検証を進めていくと述べられました。今後、11月定例議会をはじめ、市長の再検証の内容の審議、それに基づく市民的な議論と合意が必要ではないでしょうか。その意味で、現計画をそのまま進めることを求める決議は早計と考えます。

2点目に、野洲病院は地域医療の拠点として市民の命と健康を守る総合病院として役割を果たしてきました。それだけに、地域医療を担う病院の医療関係者、さらに地域医療の中心的な役割を担う守山野洲医師会の知見と提案は重要なものです。

しかし、これまで医師会との協議は極めて不十分で、真に市民のための病院になるのか、不安が残ります。市長の再検証とともに、市と医師会との協議、連携を正常化し、市民本位の病院にするための議論が必要と考えます。私自身、早期建設は強く願うものではありませんが、そのためにも市、議会、医師会で速やかな議論を行うことが必要と考えるもので、

これが不十分なままでの決議は早計と考えるものです。

以上で、反対の立場の討論を終わります。

○議長（山本 剛） 次に、第7番、東郷克己議員。

○7番（東郷克己議員） 第7番、新誠会、東郷克己でございます。

私の討論を申し上げる前に、小菅議員の先ほどの討論について1点だけ申し上げたい点がございます。

今までの計画をそのまま進めることには賛成できない旨の言葉がございました。今回の決議案は、今までの計画をそのまま進めることを求めているわけではありませんし、これから申し上げる、私、賛成ですが、そのことに賛成をしているわけではありません。ちょっと誤解をされているのかと思いますので、指摘をさせていただきました。

決議第3号「市の重要課題である野洲市民病院整備を滞らせず進めることを求める決議（案）」に賛成の立場から討論をいたします。

木を見て森を見ずという言葉がございます。私は、森を見て木を見ずも駄目で、両方をしっかり見るべきであると考えております。

森の部分の1つである建設市況に関する部分については提案理由で説明がございましたので、木の部分、病院の実情について病院整備事業を滞りなく進めなければならない客観的な根拠を申し述べたいと思います。

1点目、先ほどの質問でも取り上げましたが、平成27年12月から同28年2月に実施された野洲病院支援継続可能性調査による評価でございます。

医療機能の分野では、療養環境、施設設備については狭隘さ、野洲病院53.3平米/床、同規模病院平均72.4平米/床となっております。

老朽化が目立ち、中でも患者のプライバシー確保や利便性、安全性の確保、衛生管理などの対策に必要な箇所が見受けられたとの指摘がありました。

施設性能に関しては、建物は各所で経年劣化が見られ、躯体の老朽化、仕上げ材の劣化、設備機器の劣化、能力不足が顕著である。特に東館は建物の耐震性能が低く耐震補強を必要とするが、病院の建物の性質上、補修工事が極めて困難である。

経営・運営面での評価。現行施設での運営を続ける場合に必要な施設の改修費用は、耐震費用を含まず約14億円と試算されるが、実質的な効果がなく、この費用の独自の捻出、ちなみにこの「独自の」というのは、当時は民間病院でございましたので、そうした意味かと推察しております。独自の捻出は不可能であると見込まれる。また、東館の耐震工事

も困難であることから、大規模改修工事のみでは必要とされる抜本的な施設機能の改善は達成できないとの評価がこの27年末から28年にかけての調査で指摘をされております。

2点目、現地調査等で明らかになった病院の現状。令和元年及び本年8月の2度にわたり、病院事務部の協力のもと、病院施設全般にわたり、問題・課題のある箇所の現地視察調査を私が行いました。

令和元年の調査時にも老朽化は数多く見てとれた他、前述の支援継続可能性調査でも触れられている狭隘さなど実感したところではありますが、8月の視察では一層老朽化が進行しており、一部の病室では職員の必死の対応にもかかわらず漏水が発生するなど深刻な状況となっております。

こうした病院の実情、現状が客観的根拠として滞りなく進めなければならない根拠であると考えております。

2点目として、市民の声でございます。

毎議会前に市民に市の方向等を伝え、意見を聞く場を設けている他、私自身の活動として議会報告チラシを配布しておりますが、そのときに出会う不特定の方から様々な声を聞いておりますが、病院整備への関心事は、もはや場所へのこだわりから開院時期や医療の内容に軸は移っていることを実感しております。

以上、客観的な病院の現状、事実と市民意見の両面から整備に滞りは許されず、遅滞なく進める必要があると判断するものでございます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（山本 剛） 次に、第13番、岩井智恵子議員。

○13番（岩井智恵子議員） 第13番、新誠会、岩井智恵子でございます。

決議第3号「市の重要課題である野洲市民病院整備を滞らせず進めることを求める決議（案）」に対して、反対の立場で端的に申し上げます。

野洲市民病院の整備については、本日第5回野洲市議会臨時会議において櫻本市長が所信表明をされ、再検証の意を示されました。また、先月の市長選では、8,300人余の投票を得て、晴れて市長に当選されました。

櫻本市長が病院整備の内容の再検証を強調されている以上、また、市民病院完成後、経営面あるいは運営面でも大きな課題が指摘されている中、このように決議案を出されるということは、私は反対でございます。

反対の立場で討論いたしました。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（山本 剛） 以上で、通告による討論は終了いたしました。これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております決議第3号の採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、決議第3号の採決における可否同数の取扱いについて、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

決議第3号「市の重要課題である野洲市民病院整備を滞らせず進めることを求める決議（案）」は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって決議第3号は原案のとおり可決とされました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（櫻本直樹） 令和6年第5回野洲市議会臨時会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本臨時会では、提案申し上げました議案につきまして、多数お認めをいただきまして、誠にありがとうございました。ただ、副市長の選任同意につきましては、お認めいただけませんでした。この議案につきましては、議員の皆様のご意見を受け止め、今後の対応について検討していきたいと思っております。

また、議会におかれましては、議長、副議長をはじめ、委員の構成など今後の議会運営に関わる重要な事項を決定されました。これまで議会役員を務めていただきました議員の皆様におかれましては、本市の発展のため大変ご尽力いただきました。改めてお礼申し上げます。

新たに就任されました津村俊二副議長をはじめ、議員の皆様におかれましては、ご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、健康にくれぐれもご留意いただき、引き続き本市の発展のためにご活躍いただきますようご祈念申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（山本 剛） 以上をもちまして、令和6年第5回野洲市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後6時46分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和6年11月8日

野洲市議会議長 山本 剛

前野洲市議会副議長 山崎 敦 志

野洲市議会副議長 津 村 俊 二

署 名 議 員 服 部 嘉 雄

署 名 議 員 奥 山 文市郎